



# エフピック 広島ファミリー相談室

活動報告  
第 20 号

発行日  
2024 年 6 月 1 日

## ★★ 共同親権制の導入 ★★

離婚後も父と母の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入を柱とした民法等の改正が本年5月17日に国会で可決・成立しました。公布から2年以内に施行されます。

単独親権から、父母双方が親権を持つことが選択可能になります。父母の協議で決めますが、折り合わなければ家庭裁判所が、「子の最善の利益」を考慮して判断することになります。

### 「子の最善の利益」実現のために大切なこと 離婚後の共同親権制導入によって何が起るのか — 諸外国の経験から — ・ ・ 小川富之 広島大学・法科大学院・客員教授に聞く ・ ・

離婚後も父母が協調・協力して、親子の関わりを継続することが「子どもの健全な成育」につながり、「子の最善の利益」を実現できるとの理念が共同養育の前提となる考え方ですが、その実現のためには何が必要か、諸外国の実情を含め、ご講演いただきました。

小川教授は、長年、西オーストラリア州立大学ロースクール客員教授として同国の家族法を研究、その他、諸外国の身分関係法制について調査・研究を行ってこられました。

「共同親権制」の導入には「慎重派」の一人とされていますが、離婚後も父母が『協調・協力』して『柔軟』に、親子の関わりを継続するための制度整備は必要で、「子の健全な成育」「子の最善の利益」の実現を図るべきであると考えておられ、その意味では、いわゆる「共同親権推進派」の方と同じ目標、ゴールを目指しているとしておられます。

「子の最善の利益」を実現するためには、どのような「手段」が必要かが重要な問題であるとして、以下3点を指摘されました。

(1) 「離婚後の単独親権制によって、面会交流を含めて親子の関わりが継続が阻害されている」との主張に対する反論は多く開示され、単独親権制が阻害要因ではない。

(2) 離婚後「共同親権制」を採用している欧米諸国では、離婚後も面会交流を含めた親子の関わりが継続され、子が健全に成育し、子の最善の利益が実現されているとは簡単に言えない状況にある。

欧米諸国の多くで、PSA (片親阻害症候群) やFP (フレンドリー・ペアレント [別居親と子との面会交流等を積極的に進める親が子の同居親として子を養育するにふさわしい]) が採用され、別居親の権利性を高める法改正が推進されたが、その結果、別居親の権利が強化され、父母間の葛藤を高め、児童虐待やDVが軽視されることとなり、子や同居親の生命や身体が危険にさらされる事態を生じさせた。その反省から、見直しが進められ、子どもの権利を尊重する方向へと舵が切られ、子と同居親の生命と安全を最優先にするために、別居親の権利を抑制する法改正が進められ、「親権 (Parental Authority)」から、「監護 (Custody)」さらに、「親責任 (Parental Responsibility)」へと変遷している。

離婚前後を通じた相談支援体制を整備し、父母間の葛藤を抑制し、DV や虐待への迅速な対応のための法整備がなされた欧米でも、父母の対立がある場合は、再考する必要があるとする法改正が進んでいる状況にある。

(3) 欧米で起こった問題や議論を反映させるとともに、日本の実情を適切に把握し、離婚前後を通じた、適切な相談支援体制の整備こそが最優先に取り組むべきことである。その上で、法改正による影響について、追跡調査を義務づけるなど見直しのための制度設計を図るべきである。

## 令和6年度 第11回通常総会開催

総会に先立ち、広島大学法科大学院客員教授小川富之氏の「離婚後の子の養育法制—諸外国の経験から—」と題して記念講演が行われました(表面参照)。通常総会は令和6年4月22日(月)、広島県民文化センターにて開催されました。会員35名中、23名出席、委任状10通により会は成立し、大本和則代表、倉田治顧問、小鹿野智事務長の体制の下、大本代表を議長に選出し、令和5年度事業報告、決算報告及び会計監査報告が承認されました。また、令和6年度の事業計画及び予算(案)についても協議が行われ、全て承認されました。

### 令和5年度の主な活動 (令和5年4月～令和6年3月)

| 活動内容                 | 件数・人数など      | 参考(前年度結果)    |
|----------------------|--------------|--------------|
| 面会交流支援               | 305回         | 279回         |
| 相談                   | 電話386件、面接108 | 電話397件、面接84件 |
| 公正証書遺言の証人派遣          | 154件(会員281人) | 108件(会員191人) |
| 親支援プログラム(かるがもクラス)    | 9回(参加者30人)   | 9回(参加者18人)   |
| 家庭問題無料相談会            | 29件(申込者34人)  | 29件(申込者29人)  |
| 赤い羽根共同募金活動           | 募金111件       | 133件         |
| 岡山市養育費・面会交流相談        | 12回(相談件数34件) | 12回(相談件数27件) |
| 広島県・広島市共催「離婚前後親支援講座」 | 5回(参加者42人)   | 5回(参加者33人)   |



### 今年度も「離婚前後親支援講座」を5回開催します



令和元年に厚生労働省が始めた「離婚前後親支援モデル事業」。本年3月には子ども家庭庁において「離婚前後親支援事業実施要綱」が定められ、各自治体に実施を促す通知がなされました。事業内容の一つである「親支援講座」を当相談室は広島県・広島市・福山市から委託を受け5年になります。本年度も年間5回講座を開催(1回はオンライン開催)します。

講座は★講義:「離婚のとき考えておきたいこと」★参加型プログラム:「あなたならどう考える?」の二部構成となります。

離婚で悩んでいる父母等に対し親の離婚を経験する子どもたちに最善の利益をもたらすよう必要な情報を提供し、参加者の相互交流を通して、「自分一人ではない」「話せてスッキリした」「他人の経験を聞き視野が広がった」(昨年度参加者の感想から)と感じられるよう支援してまいります。



### 赤い羽根共同募金のご協力ありがとうございました

温かいご支援のおかげで、広島ファミリー相談室は安定した運営を続けることができます。社会への還元の一環として令和6年度も無料相談会を開催いたします。

**家庭問題 日時:** 令和6年10月6日(日) 午前10時～午後4時  
**無料相談会 場所:** 広島県民文化センター 広島市中区大手町1丁目5番3号



公益社団法人 家庭問題情報センター (FPIC) 広島ファミリー相談室  
〒730-0051 広島市中区大手町1丁目5番3号  
広島県民文化センター6階  
電話・Fax: 082-246-7520 (平日13:30~16:30)  
E-mail: [fpichiroshima@ybb.ne.jp](mailto:fpichiroshima@ybb.ne.jp)  
HP: <https://www.fpichiroshima.com/>

